



第9期

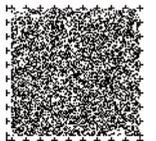
直方市高齢者保健福祉計画

介護保険事業計画

令和6年～令和8年度

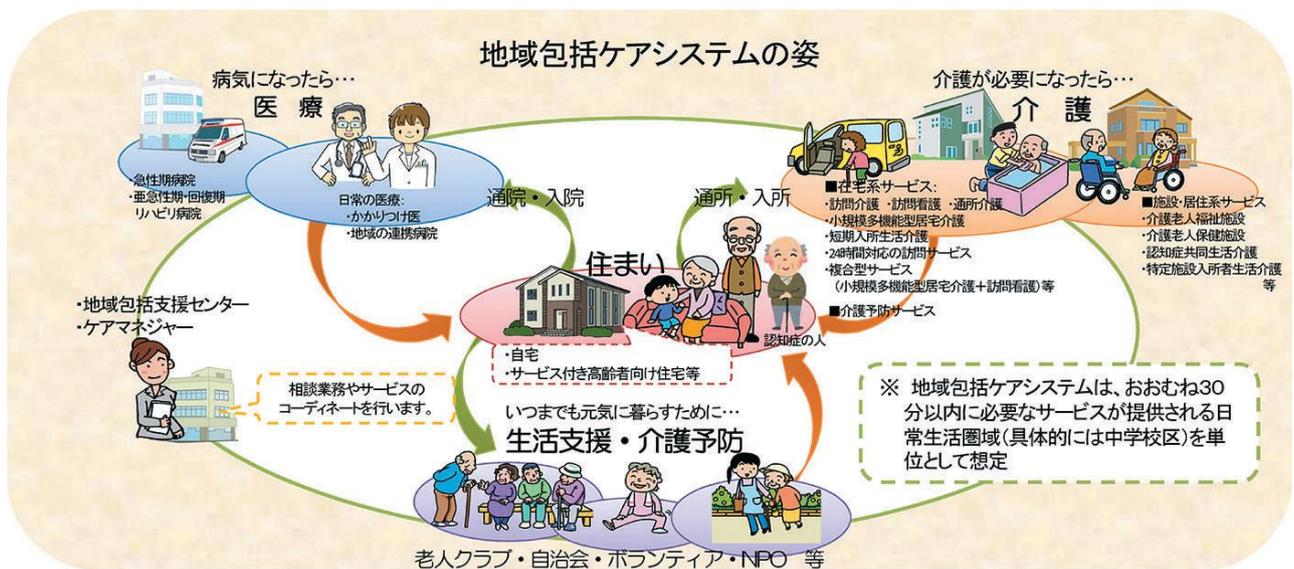


令和6年3月
直方市



計画策定の趣旨

本市の高齢者人口数は、令和2年(2020年)以降、減少傾向に推移する見込みとなっていますが、生産年齢人口(18～64歳人口)の減少も顕著となり、今後の高齢化率は大きく上昇し続けることが見込まれます。これらの現況をふまえ、今後の高齢者福祉施策及び介護保険事業において取り組むべき事項を整理し、これまでの地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を進めるとともに健康寿命の延伸への取組のほか、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともにつくる“地域共生社会”の実現を目指し第9期直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下、本計画という)を定めます。



計画の位置づけと目的

本計画は、すべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合的な計画と、要介護・要支援高齢者やそのリスクの高い高齢者介護サービスの計画的な実施の基本となる介護保険事業計画と一体のものとして3年ごとに策定される計画です。

また、本計画は、第6次直方市総合計画の個別計画として将来像「未来へつなぐ～ひと・まち・自然～」の実現を目指し、他の関連する計画等との整合を図りながら推進するものです。

計画の期間

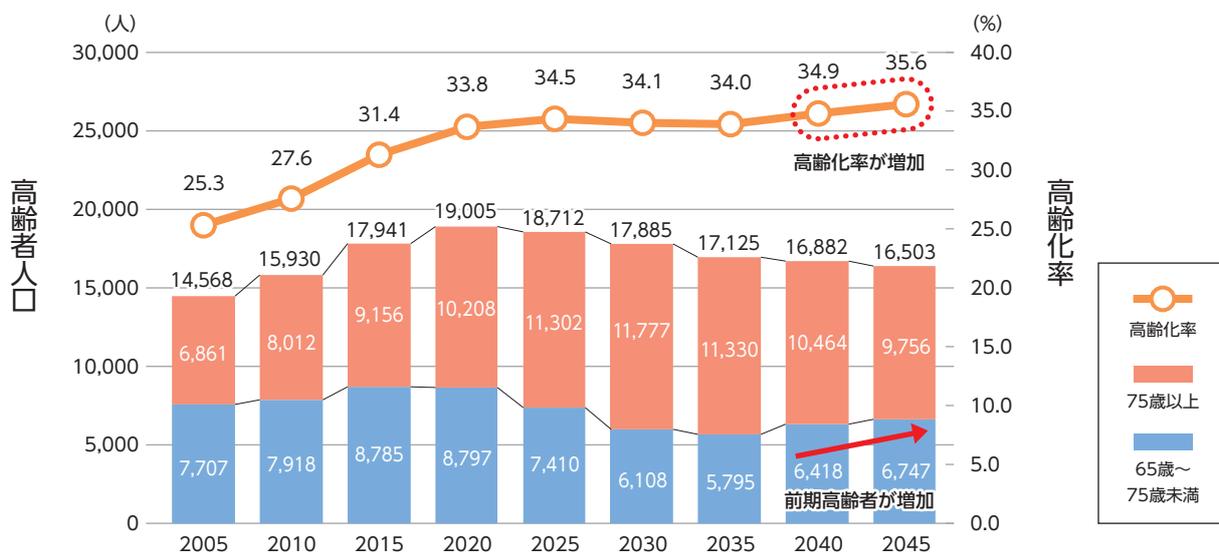
本計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とし、2025年問題への対応と、その先の令和17年には団塊の世代が要介護認定率や介護給付費が急増する85歳に到達することを見据え、「誰かが担う」のではなく、「誰もが担う地域づくり」の視点に立って「地域包括ケアシステム」の深化・推進に継続して取り組みます。



直方市の高齢者を取り巻く現状

高齢者数及び高齢化率の推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、75歳以上の後期高齢者は2030年以降減少の見込みですが、65～75歳未満の前期高齢者は2040年以降増加に転じると見込まれます。高齢化率は、2020年は33.8%となっていますが、2045年には35.6%に増加すると推計されます。



出典:2000年～2020年まで:総務省「国勢調査」2025年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

要介護・要支援認定者数の推移

要介護・要支援認定者数は、全体数は横ばい傾向で推移していますが、軽度者(要支援～要介護1)は直近では増加傾向となっています。



出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告(9月報)」



基本理念と計画体系

基本理念

地域でささえあう高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくり

基本目標	施策の方向
基本目標 1 高齢者を地域でささえあうまちづくり	(1) 認知症施策の推進
	(2) 在宅医療・介護の連携の充実
	(3) 家族介護者への支援の充実
	(4) 高齢者を支える担い手づくり
基本目標 2 高齢者が健康で活躍できるまちづくり	重点施策 (1) 健康寿命の延伸のため、自立支援・重度化防止に向けた取組の推進
	(2) 生きがいづくり活動の推進
	(3) 高齢者の社会参加・働く場の充実
基本目標 3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
	(2) 高齢者福祉サービスの充実
	(3) 高齢者の虐待防止と権利擁護に関する取組の推進
	(4) 高齢者が安心して住み続けられる住まいの充実
	(5) 安全・安心なまちづくり



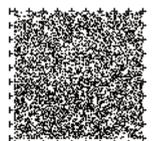
基本目標と実現するための施策

基本目標 1 高齢者を地域でささえあうまちづくり

- 高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしが続けられるよう、在宅医療・介護連携の推進などによる多様なサービスを受けられる体制づくりや、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携し、高齢者を地域全体で支えるための各種取組を推進していきます。
- 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるまちを目指して、認知症の理解を深める啓発に取り組むとともに、認知症の早期発見・早期対応に向けた相談窓口等の支援体制の充実、地域を巻き込んだ認知症高齢者の見守り体制の強化に取り組めます。
- 介護者や家族を支え合える社会の実現を目指し、在宅介護支援センターを中心に家族介護者への支援を充実します。

成果指標

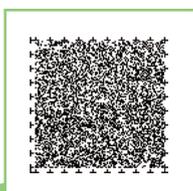
目標指標	実績値(令和4年度)	目標値(令和8年度)
● 認知症に関する相談窓口の認知度(%)	23.3%	27.0%
● 認知症サポーター養成講座の参加者数(人)	8,021人	8,500人



基本目標と実現するための施策

主な取組

取組の方向	主な取組
1 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ●認知症サポーターの養成 ●認知症初期集中支援チーム事業の機能強化 ●認知症スクリーニング検査の周知・啓発 ●認知症に関する相談体制の充実 ●高齢者等SOSネットワーク事業 ●認知症の家族介護者への支援 ●通いの場での認知症カフェの実施
2 在宅医療・介護の連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅医療・介護連携による情報共有・課題への対応 ●切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の推進 ●地域住民への普及・啓発
3 家族介護者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅介護支援センター等による家族介護者への相談支援体制の充実 ●レスパイト機能をもつ施設等の活用
4 高齢者を支える担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動の支え合いのネットワーク構築 ●社会福祉協議会、民生委員・児童委員との連携強化 ●生活支援コーディネーターや協議体による地域課題の解決 ●介護人材の質の確保・育成に関する取組 ●介護現場における生産性の向上



基本目標 2 高齢者が健康で活躍できるまちづくり

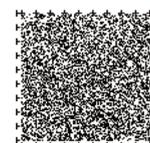
- 高齢者一人ひとりが活動的で健康な生活を送ることができるよう、高齢者自身の身近な地域での健康づくりと介護予防に関する取り組みの促進を図ります。あわせて、保健事業と介護予防の一体的な推進、生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制の推進により、高齢者の自立支援・重症化予防を進めます。
- 高齢者が地域活動への参加や就労を通じて、生きがい、働きがいを持って過ごせる環境をつくるため、シニアクラブなどのコミュニティ支援、就労や生涯学習・スポーツの機会の提供などを進めます。

成果指標

目標指標	実績値(令和4年度)	目標値(令和8年度)
● 閉じこもりリスクのある高齢者の割合(%)	23.3%	17.0%
● のおがた元気ポイント登録団体数(団体)	264団体	300団体
● のおがた元気ポイント参加登録者数(人)	3,002人	3,500人
● 元気サロンの参加人数(人)	2,021人	2,050人
● いきいき百歳体操サポーター養成講座等の参加者数(人)	81人	100人

主な取組

取組の方向	主な取組
重点施策 1 健康寿命の延伸のため、自立支援・重度化防止に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● のおがた元気ポイント事業の推進 ● 介護予防活動の推進 ● 一般介護予防事業の充実 ● 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 ● 特定健診・がん検診の受診促進 ● 歯科口腔保健に関する知識の普及・啓発 ● こころの健康づくりの推進
2 生きがいづくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯スポーツ・レクリエーションの推進 ● 生涯学習活動の推進
3 高齢者の社会参加・働く場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● シニアクラブの活動支援 ● 直方市シルバー人材センター等による高齢者の就労促進



基本目標 3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

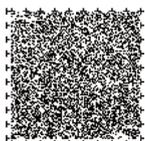
- 幅広い高齢者の暮らしの課題・ニーズに対応できるよう、地域包括支援センターを核とした関係機関・団体の連携による地域包括ケアシステムの深化を図り、支え合いや助け合いによる、地域共生のまちづくりを推進します。
- 高齢者が社会の一員として、安心して日常生活を営めるよう、高齢者の住まいの確保や虐待防止と権利擁護、防災対策に取り組みます。

成果指標

目標指標	実績値(令和4年度)	目標値(令和8年度)
●生活支援コーディネーターが地域の会議に参加した回数(回)	344回	400回

主な取組

取組の方向	主な取組
1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアシステムの推進 ●地域包括支援センター等の機能強化
2 高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●生活管理指導短期宿泊サービス(ショートステイ) ●緊急通報装置の貸与 ●配食サービス ●高齢者住みよか事業
3 高齢者の虐待防止と権利擁護に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者虐待の防止の普及・啓発 ●高齢者虐待防止ネットワークの推進 ●成年後見制度の普及・啓発及び利用促進 ●防犯・消費者被害防止のための取組
4 高齢者が安心して住み続けられる住まいの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●養護老人ホームの適切な利用促進 ●高齢者住みよか事業(再掲)
5 安全・安心なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の防災対策の支援 ●避難・救護体制の強化

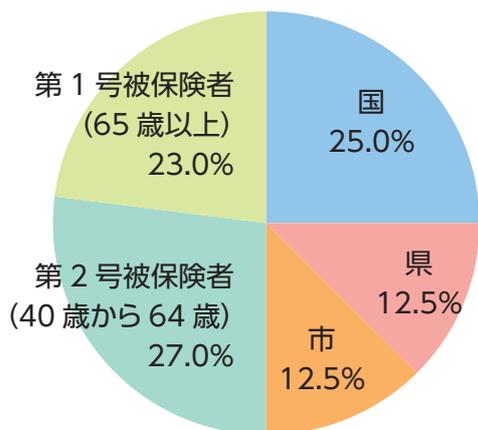


第9期保険料の算定

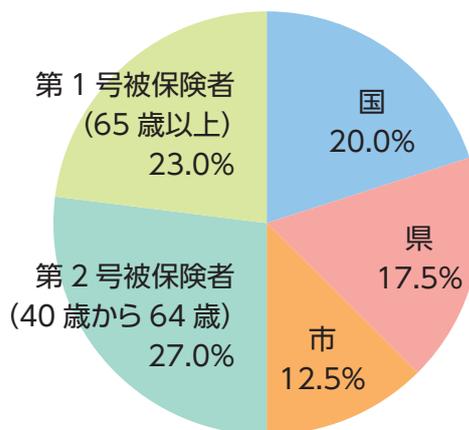
事業費用の大部分を占める介護サービス給付費については、利用者負担（1割～3割）を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められています。

標準給付費の負担割合

第1号被保険者の負担は、介護給付費の23.0%が標準的な負担となります。また、居宅等給付費と施設等給付費で、公費の割合が変わります。



【居宅等給付費】

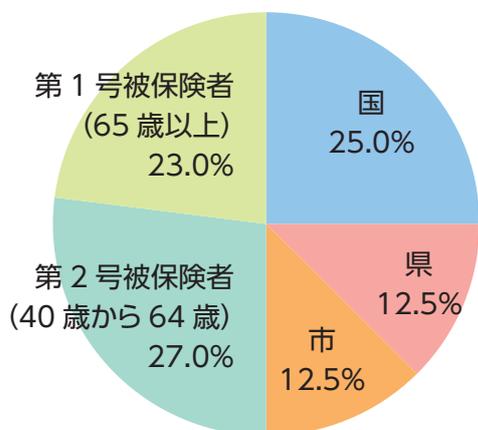


【施設等給付費】

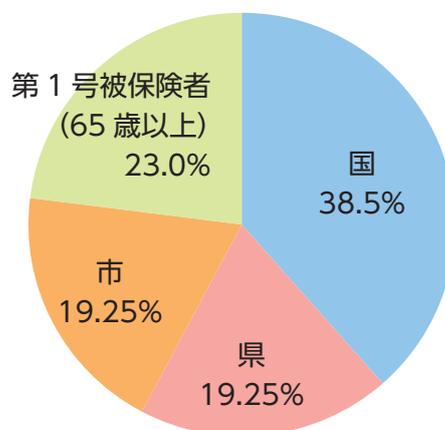
地域支援事業費の負担割合

地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なり、介護予防・日常生活支援総合事業の費用は、標準給付費の居宅分と負担割合が同じですが、包括的支援事業・任意事業の費用は、第1号被保険者の保険料と公費によって賄われています。

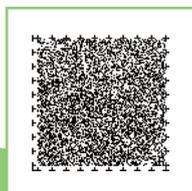
第1号被保険者の負担割合は、標準給付費と同様に、23.0%になります。



【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】



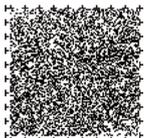
介護保険料と保険料段階

本市の第9期計画における介護保険料については、被保険者の負担能力に応じ、以下のように所得段階別に設定します。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額(円)
第1段階	生活保護受給者あるいは老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人、または世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計が80万円以下の人	0.285 (0.455)	20,862 (33,306)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.485 (0.685)	35,502 (50,142)
第3段階	世帯全員が市民税非課税の人のうち、第1段階、第2段階に該当しない人	0.685 (0.690)	50,142 (50,508)
第4段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税の人のうち、本人の課税年金収入と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計が80万円以下の人	0.90	65,880
第5段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税の人のうち、第4段階に該当しない人	1.00	73,200
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20	87,840
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	95,160
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	109,800
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	124,440
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	139,080
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	153,720
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	168,360
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	2.40	175,680
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	2.50	183,000
第15段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が900万円以上の人	2.60	190,320

※実際に納付する保険料額は、10円未満を切り捨てた額になります。

※第1段階から第3段階の()の割合・金額は、公費負担導入による軽減措置を行う前のものになります。



第9期 直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版

令和6年3月発行

編集・発行 福岡県直方市 健康長寿課 保険課

〒822-8501 直方市殿町7番1号

TEL : 0949-25-2391 FAX : 0949-24-7320

直方市ホームページ

<http://www.city.nogata.fukuoka.jp/>

